

京都市訓令甲第 13 号

区 役 所

京都市区長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成30年3月30日

京都市長 門川大作

別表担当区長の項第21号中「第28号」を「第25号」に改める。

別表健康福祉部障害保健福祉担当部長の項第4号ただし書を削り、同項第5号中「の支給決定」を「の支給の決定」に、「短期入所（児童福祉法第4条第2項に規定する障害児に関するものに限る。）並びに精神障害者及び難病患者」を「身体に障害のある児童又は知的障害のある児童に係る短期入所」に改め、同項第6号ただし書を削り、同項第7号中「日中一時支援」の右に「（児童福祉法第4条第2項に規定する障害児に関するものを除く。）」を、「限る。）」の右に「の実施に係る決定」を加え、同号ただし書を削る。

別表副室長及び課長（総務・防災課長を含む。）の項中「副室長及び」を削る。

別表健康長寿推進課長の項に次の1号を加える。

(8) 高齢者の生活支援事業等の実施に関すること。

別表障害保健福祉課長の項第2号中「短期入所（児童福祉法第4条第2項に規定する障害児に関するものに限る。）並びに精神障害者及び難病患者」を「身体に障害のある児童又は知的障害のある児童に係る短期入所」に改め、同項第3号中「支給」を「支給決定」に、「精神障害者及び難病患者」を「身体に障害のある児童又は知的障害のある児童に係る短期入所」に改め、同項第5号ただし書を削り、同項第6号中「実施」の右に「に係る決定」を加え、同号ただし書を削り、同項第12号中「高齢者及び」を削り、同号を同項第13号とし、同項第7号から同項第11号までを1号ずつ繰り下げ、同項第6号の次に次の1号を加える。

(7) 障害者総合支援法による地域生活支援事業（移動支援，地域活動支援，訪問入浴サービス及び日中一時支援（児童福祉法第4条第2項に規定する障害児に関するものを除く。）に関するものに限る。）の実施に係る決定の変更に関すること。

別表子どもはぐくみ課長の項中第7号を第8号とし、第2号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 保育所の入所者に係る保育の実施の変更に関すること。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)